

議案第124号

松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例の一部改正について

松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例（平成17年松阪市条例第264号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例の一部を改正する条例

松阪市松浦武四郎記念館（小野江コミュニティセンター）条例（平成17年松阪市条例第264号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 松浦武四郎誕生地に関すること。

第8条各号、第11条第1号から第3号まで及び第5号並びに第12条各号中「認められるとき」を「認めるとき」に改める。

第22条第2項中「記念館」の次に「及び松浦武四郎誕生地」を加える。

別表第1の表中「

区分	1人1回につき	
	個人	団体（20人以上）
一般	310円	200円
6歳以上 18歳以下	200円	100円
特別展示	1人1回につき510円以内で市長が定める額	

」を「

区分	1人1回につき			
	個人	団体（20人以上）	松浦武四郎誕生地との共通入館券	
個人			団体（20人以上）	
一般	310円	200円	350円	250円
6歳以上 18歳以下	200円	100円	—	—

特別展示	1人1回につき510円以内で市長が定める額	—
------	-----------------------	---

」に改める。

附 則

この条例は、平成30年2月25日から施行する。